

相続の相談は 司法書士に



司法書士は、相続の専門家です！ 相続について、どこに相談してよいかわからない… そんな時は、まず司法書士へご相談ください。

ご存じですか？ 相続登記の義務化 (令和6年4月1日～)



- ◆相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ◆令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象です。

熊本県司法書士会相続センター

初回相談
無料

相談時間
1回60分

予約電話番号

096-372-2525

毎週月曜日～金曜日 9時～17時
年末年始・祝祭日を除く

■相続センターでの面談による相談——予約受付制です

電話予約

相続センターへ
電話予約

来所

相談

■司法書士紹介——最寄りの司法書士をご紹介します

電話予約

相続センターへ
電話

紹介

センターから
担当司法書士
紹介

電話

担当司法書士
の事務所へ
電話

相談

担当司法書士
の事務所
で相談

熊本県司法書士会では、お気軽にご利用いただける相談先として「熊本県司法書士会相続センター」を設置しています。相続登記をはじめ、相続手続きに際しての戸籍取得、法定相続情報証明制度の申出、生前贈与、遺言、相続放棄や各種財産管理人制度の利用等、**相続の専門家「司法書士」が相談に応じます。**ご相談の際には、県内各地に設置している相続センター会場または最寄りの司法書士事務所をご案内いたします。**まずは、予約電話番号へお電話ください。**

